



厚生労働省佐賀労働局発表
平成30年6月29日(金)

【照会先】

厚生労働省佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 藤崎 貞美
室長補佐 新宮 卓俊
(電話) 0952(32)7179(直通)

「佐賀県最低賃金」の改正諮問について

佐賀労働局長(菊池泰文)は、下記により開催される第411回(本年度第1回)佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)に対し、佐賀県最低賃金の改正について諮問を行います。

これを受け、同審議会においては、県内の経済・雇用情勢や賃金実態などの最低賃金を取り巻く状況を踏まえ、最低賃金法の趣旨に沿って調査審議を進めていただくこととなります。

記

1 日 時

平成30年7月2日(月曜日) 午後1時30分から

2 場 所

佐賀第二合同庁舎 5階 共用大会議室 1
(佐賀市駅前中央3-3-20)

3 議 題

- (1) 佐賀県最低賃金の改正諮問について
- (2) その他

※ 本審議会は「公開」で開催します。